

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成19年8月3日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び許可番号

平成19年3月5日 第3501号

平成19年7月6日 変第1624号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市伏見区桃山町因幡21番地の1（一部）、31番地の1、31番地の2、31番地の4、33番地の2、34番地の10、35番地の1、36番地の2、36番地の4及び36番地の5並びに同区同町西町2番地、2番地の1、6番地の1及び21番地並びに同区同町和泉3番地の2及び4番地並びに（桃山東第二地区土地区画整理事業による仮換地）第1ブロック桃山町大島9-1C

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市伏見区桃山町西尾35番地の1

睦備建設株式会社

代表取締役 高 安伸

(都市計画局都市景観部開発指導課)